

TPP交渉に反対する意見書

政府は11月9日に、FTA・EPAへのわが国の取組みが遅れているとの認識の下、センシティブ品目に配慮を払いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、高いレベルの経済連携を目指すことなどを内容とする「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定した。

この中で、例外なき関税撤廃を原則とするTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に対しては、関係国との協議を開始することと決定している。

米国やオーストラリアなど主要農産物輸出国が加わっているTPPに参加し、すべての農産物関税が撤廃されれば、わが国の食料・農業・農村に壊滅的な打撃を与えることは火を見るよりも明らかである。戸別所得補償等の国内対策で対応できるものではない。

食料自給率50%を目指すことなどを内容とし、昨年3月に国家戦略として閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」の考え方とも大きく矛盾するものである。

海田町においても水稻はほぼ壊滅し、野菜・果実等の生産も多大な影響を受けることが予測される。農業にとどまらず、一次産業全体の衰退、地域経済の疲弊等、地域全体の社会的・経済的活力を減退させることになる。

TPP等をはじめとする自由化交渉は、農産物関税の撤廃だけの問題ではなく、人の移動やサービス分野等、あらゆる分野で「国を開く」ことを目的としている。これは、わが国の将来像にかかわることであり、国民の十分な理解と共感のもとに進められなければならない。

ついては、国土と産業の均衡ある発展のため、次の事項が実現されるよう要望する。

- 1 例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉には参加しないこと。
 - 2 各国・地域とのFTA・EPA交渉においては、食料自給率が極端に低い現状や、将来の食料需給に関する国民の懸念、国土の保全等に十分配慮し、農林水産物の例外品目の確保、十分な国内対策等、国内の関係品目に影響が生じないよう対応すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年3月2日

海 田 町 議 会